

令和3～5年度 介護保険料のお知らせ

■ 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の決め方

介護サービスに必要な費用等から算出された「基準保険料額」をもとに、所得等に応じて決まります。その「基準保険料額」は、王寺町が3年ごとに策定する介護保険事業計画で定めています。

■ 保険料の納め方

▶65歳以上の方は、原則、年金から納めます。（納付書で納める場合もあります。）

介護保険料段階		対象者	計算方法	介護保険料年額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯全員が非課税 ・生活保護または老齢福祉年金を受給している人 ・前年の課税年金収入額+合計所得金額等※が80万円以下の人	基準額 ×0.300※1	20,100 ※1
第2段階			基準額 ×0.450※1	30,200 ※1
第3段階			基準額 ×0.700※1	47,000 ※1
第4段階	本人が住民税非課税	世帯に課税者がいる 前年の課税年金収入額+合計所得金額等※が80万円以下の人	基準額 ×0.900	60,400
第5段階 (基準段階)			基準額	67,200
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額等※が120万円未満の人	基準額 ×1.150	77,200
第7段階			基準額 ×1.200	80,600
第8段階			基準額 ×1.300	87,300
第9段階			基準額 ×1.385	93,000
第10段階			基準額 ×1.425	95,700
第11段階			基準額 ×1.585	106,500
第12段階			基準額 ×1.750	117,600
第13段階			基準額 ×1.850	124,300
第14段階			基準額 ×2.055	138,000
第15段階			基準額 ×2.080	139,700
第16段階			基準額 ×2.280	153,200
第17段階	基準額 ×2.295	154,200		

※合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する金額を差引いた金額の合計額。土地・建物等の譲渡所得の特別控除がある場合は特別控除後の金額。

※第1～5段階…給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除した額。「課税年金収入額+合計所得金額」がある場合、公的年金に係る雑所得は除く。

※第6～17段階…給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合、合計金額から10万円を控除した額。

※1 消費税率引上げによる低所得者の負担軽減策として、第1～3段階に公費が投入されています。

■納期限までに完納されないときには督促状が送られ、督促手数料及び延滞金が加算されます。

■ 介護保険料に関するよくあるご質問

- Q 現在普通徴収（納付書支払い）ですが、いつから特別徴収（年金からの天引き）になりますか？
- A 年金が年額18万円以上の方は、基本的に特別徴収となりますが、年度途中で65歳になった人や他の市町村から転入した人等は一時的に普通徴収となります。特別徴収が始まるまで半年から1年ほどかかります。（要件により特別徴収できない場合があります。）
- Q 65歳以上なのに特別徴収（年金からの天引き）にならないのはなぜですか？
- A 年金が年額18万円未満の場合。なお、18万円以上の場合でも年金を担保とした借入、年金の住所変更や資格喪失等の場合は、特別徴収ができません。詳細は年金機構等へお問い合わせ下さい。
- Q 介護保険のサービスを利用していないのに、介護保険料を支払う必要があるのですか？
- A 介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあっていくためにつくられた制度です。介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、介護保険料は必ずお支払いいただく必要があります。